

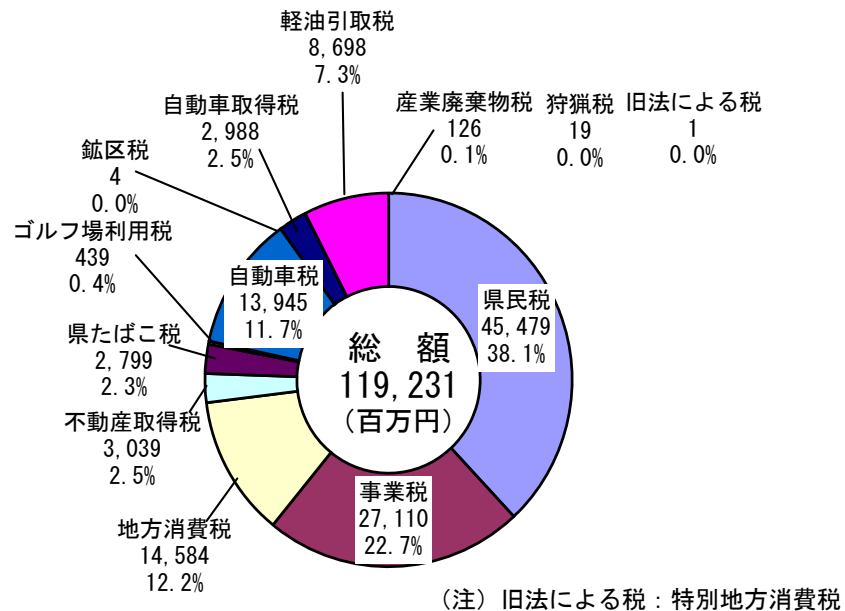
県税

県税は、県の行政に要する経費を賄うため法令の規定に基づいて徴収するもので、県内の住民や施設、県内に事務所を有する法人や県内における利用行為等に対して一定の負担を求めるものです。平成20年度の県税の予算額は1,192億円で、歳入予算総額の16.2%にあたり、県の自主財源の中では大きなウエイトを占めていますが、地方財政計画の歳入に占める地方税の構成比48.5%を大幅に下回っています。

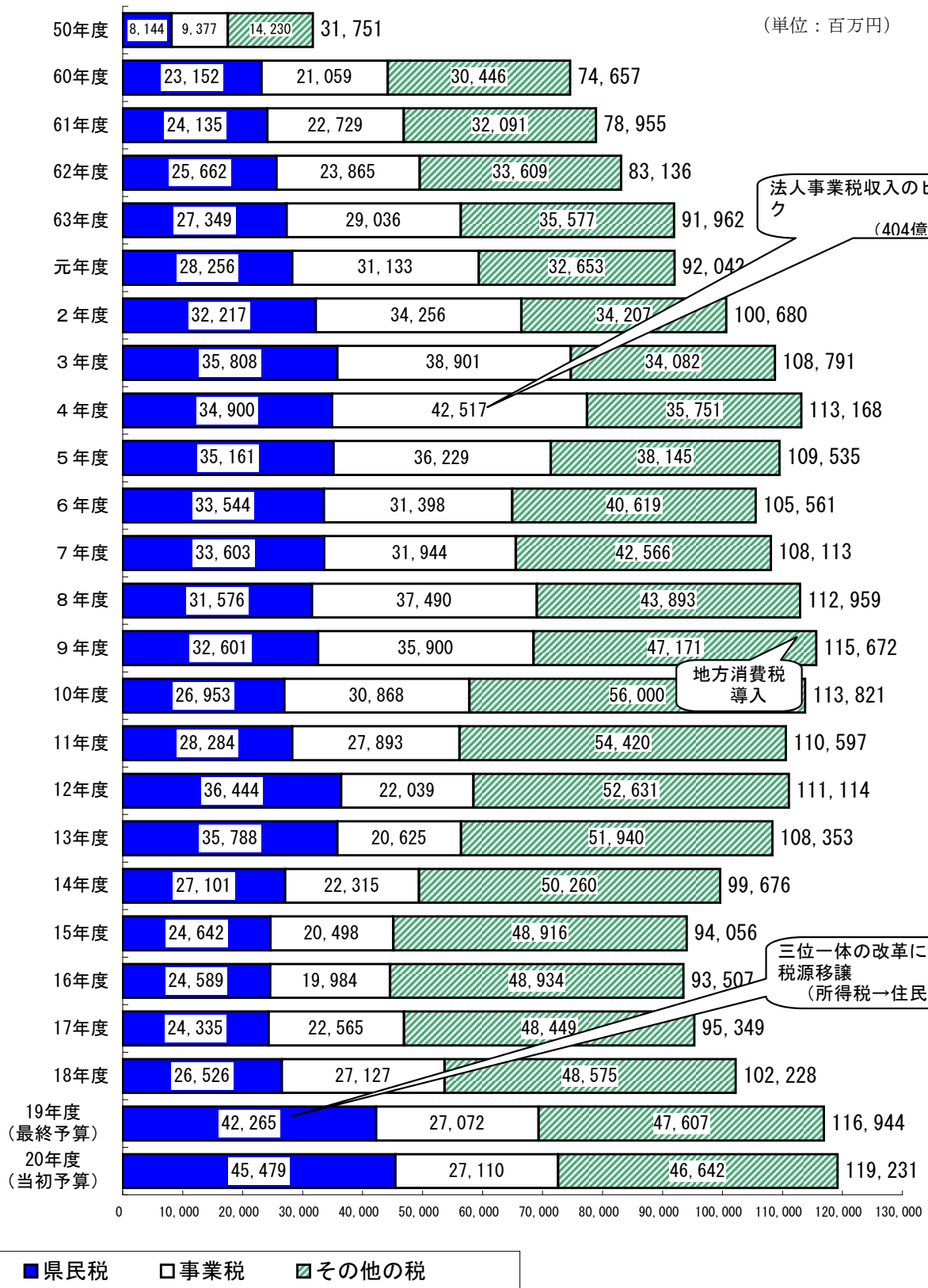
▲普通税と目的税 県税には、県民税をはじめとする12種類の税目があり、これを大きく分けると普通税と目的税に分類されます。普通税とは、その用途に制限がなく、いかなる費用にも充当できる税で、県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉱区税がこれにあたります。これに対して目的税とは、用途が特定されている税で、自動車取得税と軽油引取税が道路に関する費用に、狩猟税が鳥獣保護及び狩猟に関する費用に、産業廃棄物税が産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等の施策に要する費用に充てるとされています。

▲直接税と間接税 県税は、また、税負担の態様によって直接税と間接税に分類されます。直接税とは、県民税のように税を納める者と税を負担する者が同一であるものをいい、これに対して間接税とは、地方消費税のように両者が異なる税をいいます。

平成20年度予算の構成比



県税収入の推移（決算額）



法人事業税収入のピーク
(404億円)

地方消費税導入

三位一体の改革に伴う
税源移譲
(所得税→住民税)

ポイント！

ふるさと納税制度がスタート！

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に寄付した場合、個人住民税及び所得税を一定限度まで控除する、いわゆる「ふるさと納税制度」が創設されました。「ふるさと納税制度」とは、ふるさとの自治体へ贈る寄付金のことです。

1 「ふるさと納税制度」の仕組み

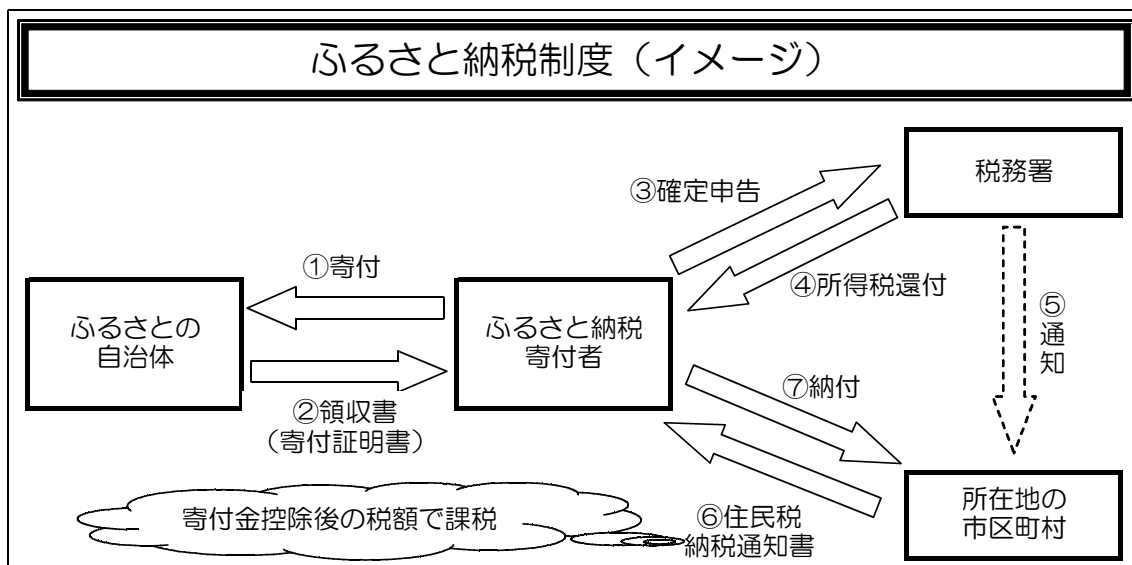
都道府県・市区町村に対する寄付金のうち、5千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

つまり、自治体への寄付で所得税と住民税の2つの軽減措置が受けられます。

2 長崎県における寄付金の主な使いみち

本県では、お寄せいただいた寄附金を、「交流とにぎわい 長崎の郷土（ふるさと）づくり」を推進していくための以下のような様々な施策に活用したいと考えています。

- ①長崎の教会群を世界遺産にするための取り組み
- ②しまや半島の癒し溢れる自然景観の保全や地域振興の支援
- ③郷土の歴史・文化の発掘活用と芸術文化を活かしたまちづくりの推進
- ④2014年長崎国体に向けた中高生のスポーツ強化
- ⑤お年寄りや将来を担う子供たちへの安全・安心な暮らしの提供
- ⑥その他長崎県の発展に寄与する施策



<税の軽減措置>

- ・所得税は所得控除（既に納付された税額を超える部分は還付）
- ・住民税は税額控除後の金額で課税

※ 軽減措置を受けるには確定申告が必要です。

お問い合わせ先（窓口）

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号
長崎県総務部税務課
電話 095-895-2212
FAX 095-895-2555
メールアドレス s01060@pref.nagasaki.lg.jp